

幕別町手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例						改 正 条 例					
○幕別町手数料条例 (平成12年3月24日 条例第13号)						○幕別町手数料条例 (平成12年3月24日 条例第13号)					
第1条～第7条 略						第1条～第7条 略					
別表 (第2条関係)						別表 (第2条関係)					
番号	手数料を徴収する事務	手数料			摘要	番号	手数料を徴収する事務	手数料			摘要
		名称	金額	徴収時期				名称	金額	徴収時期	
1 ～ 50	略					1 ～ 50	略				
51	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	イ 略 ロ 略 (1) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）（以下この項から55の項までにおいて「基準省令」という。）第5条第3項第1号に適合している旨の認定を申請する場合イ(2)から(4)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数	認定申請のとき	略	51	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	イ 略 ロ 略 (1) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から57の項までにおいて「基準省令」という。）第5条第3項第1号に適合している旨の認定を申請する場合イ(2)から(4)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数	認定申請のとき	略

現 行 条 例				改 正 条 例			
<p>建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>の区分に応じ、それぞれイ(2)から(4)までに定める金額に、129,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、14,500円）を加えた金額</p> <p>(2) 略</p> <p>ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p style="text-align: right;"><u>457,000円</u></p> <p><u>(判定機関審査を受けた場合にあつては、35,000円)</u></p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法（建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建物に対し、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。次項のニ(2)において同</p>			<p>建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>の区分に応じ、それぞれイ(2)から(4)までに定める金額に、129,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、14,500円）を加えた金額</p> <p>(2) 略</p> <p>ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p style="text-align: right;"><u>357,000円</u></p> <p><u>(判定機関審査を受けた場合にあつては、23,000円)</u></p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法（建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建物に対し、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。次項のニ(2)において同</p>		

現 行 条 例					改 正 条 例						
			<p>じ。) で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p style="text-align: right;"><u>189,000円</u></p> <p>(判定機関審査を受けた場合にあっては、35,200円)</p>						<p>じ。) で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p style="text-align: right;"><u>147,000円</u></p> <p>(判定機関審査を受けた場合にあっては、23,000円)</p>		
52	都市の低炭素化の促進に関する法律(以下この項において「法」という。)第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>イ～ハ 略</p> <p>ニ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p style="text-align: right;"><u>245,000円</u></p> <p>(判定機関審査を受けた場合にあっては、35,000円)</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分</p>	変更認定申請のとき	略	52	都市の低炭素化の促進に関する法律(以下この項において「法」という。)第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	<p>イ～ハ 略</p> <p>ニ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p style="text-align: right;"><u>190,000円</u></p> <p>(判定機関審査を受けた場合にあっては、23,000円)</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分</p>	変更認定申請のとき	略

現 行 条 例					改 正 条 例					
			に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 略 (ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの <p style="text-align: right;">112,000円</p> (判定機関審査を受けた場合にあっては、35,200円)					に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 略 (ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの <p style="text-align: right;">85,600円</p> (判定機関審査を受けた場合にあっては、23,000円)		
					53	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	イ 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該計画に係る建築物について基準省令第10条第1号に規定する工場等（以下この項及び57の項において「工場等」という。）以外の用途であって基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。以下この項において同じ。）（エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。イ(2)並びにロ(1)及び(2)において同じ。）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの <p style="text-align: right;">257,000円</p>	交付申請のとき	

現 行 条 例				改 正 条 例			
						<p>(ロ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u></p> <p style="text-align: right;">322,000円</p> <p>(2) <u>当該計画に係る建築物について工場等以外の用途であって基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u></p> <p style="text-align: right;">98,800円</p> <p>(ロ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u></p> <p style="text-align: right;">125,000円</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u></p> <p style="text-align: right;">11,000円</p> <p>(ロ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u></p> <p style="text-align: right;">18,900円</p> <p>ロ 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる</p>	

現 行 条 例	改 正 条 例
	<p>場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) <u>当該計画に係る建築物について工場等以外の用途であって基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u> 134,000円</p> <p>(ロ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u> 170,000円</p> <p>(2) <u>当該計画に係る建築物について工場等以外の用途であって基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u> 54,900円</p> <p>(ロ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u></p>

現 行 条 例					改 正 条 例						
								72,200円			
							(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額				
							(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの				
							(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	11,000円			
								18,900円			
53	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。） <u>第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</u>	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	イ及びロ 略 ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 略 (ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの <u>417,000円</u> (判定機関審査を受けた場合にあつては、 <u>31,700円</u>)	認定申請のとき	イ～ニ 略 ホ <u>法第30条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に6の項の規定により算</u>	54	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。） <u>第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</u>	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	イ及びロ 略 ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 略 (ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの <u>324,000円</u> (判定機関審査を受けた場合にあつては、 <u>20,100円</u>)	認定申請のとき	イ～ニ 略 ホ <u>法第35条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に6の項の規定により算</u>

現 行 条 例					改 正 条 例						
			(2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 略 (ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの <u>166,000円</u> (判定機関審査を受けた場合にあっては、31,700円)		定した金額を加算した金額とする。				(2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 略 (ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの <u>126,000円</u> (判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100円)		定した金額を加算した金額とする。
54	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。） <u>第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対</u>	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	イ～ハ 略 ニ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 略 (ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの <u>224,000円</u>	変更認定申請のとき	イ～ニ 略 ホ <u>法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合にあっては、</u>	55	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。） <u>第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対</u>	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	イ～ハ 略 ニ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 略 (ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの <u>172,000円</u>	変更認定申請のとき	イ～ニ 略 ホ <u>法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出をする場合にあっては、</u>

現 行 条 例					改 正 条 例							
	する審査		<p>(判定機関審査を受けた場合にあっては、31,700円)</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p style="text-align: right;">99,200円</p> <p>(判定機関審査を受けた場合にあっては、31,700円)</p>		この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。		する審査		<p>(判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100円)</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p style="text-align: right;">73,600円</p> <p>(判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100円)</p>		この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。	
55	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	イ及びロ 略 ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	認定申請のとき	略		56	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	イ及びロ 略 ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	認定申請のとき	略
			(1) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額							(1) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		
			(イ) 略							(イ) 略		
			(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの							(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの		

現 行 条 例					改 正 条 例				
			<p style="text-align: right;">416,000円</p> <p>(判定機関審査を受けた場合にあっては、30,400円)</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p style="text-align: right;">165,000円</p> <p>(判定機関審査を受けた場合にあっては、30,400円)</p>				<p style="text-align: right;">322,000円</p> <p>(判定機関審査を受けた場合にあっては、18,700円)</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p style="text-align: right;">125,000円</p> <p>(判定機関審査を受けた場合にあっては、18,700円)</p>		
					57	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料	<p>軽微な変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 当該計画に係る建築物について工場等以外の用途であって基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。以下この項において同じ。）（エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。ロにおい</p>	交付申請のとき

現 行 条 例					改 正 条 例					
						<p><u>が軽微な変更</u> <u>更に該当し</u> <u>ていること</u> <u>を証する書</u> <u>面の交付</u></p>		<p><u>て同じ。)の床面積の合計につい</u> <u>て、53の項のロ(1)(イ)及び(ロ)に掲げる</u> <u>床面積の合計の区分に応じ、それぞ</u> <u>れ当該手数料の金額</u></p> <p><u>ロ 当該計画に係る建築物について工</u> <u>場等以外の用途であって基準省令第</u> <u>1条第1項第1号ロに適合している</u> <u>旨の判定を受けていた場合 当該計</u> <u>画に係る1棟の建築物の非住宅部分</u> <u>の床面積の合計について、53の項の</u> <u>ロ(2)(イ)及び(ロ)に掲げる床面積の合計</u> <u>の区分に応じ、それぞれ当該手数料</u> <u>の金額</u></p> <p><u>ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合</u> <u>当該計画に係る1棟の建築物の非住</u> <u>宅部分の床面積の合計について、53</u> <u>の項のロ(3)(イ)及び(ロ)に掲げる床面積</u> <u>の合計の区分に応じ、それぞれ当該</u> <u>手数料の金額</u></p>		
56	略	備考 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ左欄に規定する法律（これに基づく法令を含む。）若しくは政令又は条例（これに基づく規則を含む。）若しくは規則における用語の意義及び字句の意味によるものとする。			58	略	備考 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ左欄に規定する法律（これに基づく法令を含む。）若しくは政令又は条例（これに基づく規則を含む。）若しくは規則における用語の意義及び字句の意味によるものとする。			